

1 京都府立医科大学（京都市上京区）

【調査事項】

コロナ禍における府立医科大学の取組について

【調査目的】

コロナ禍における京都府立医科大学でのこれまでの感染防止、教育・研究活動等の状況及び附属病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況等を調査する。

【調査内容】

（1）大学部門における取組

府立医科大学では学生に対し令和2年4月に独自に策定した「新型コロナウイルス感染症に対する活動指針」と同年6月に府のガイドラインに基づき策定した「感染拡大予防マニュアル」を基準として新型コロナウイルス感染症の対応を進めている。

教育・研究活動においては、オンライン講義を活用しつつ、大学・附属病院での演習・実習は保健管理センターによる日々の健康状態の確認をはじめとした健康管理を徹底した上で可能な限り対面で実施している。特色の一つである府北中部の7病院で地域医療を学ぶ「滞在型地域実習」については、現地での実習は実施できなかったため、形式を変更して実施。また、国の補助金助成金事業を活用し、感染症や新たな医療に対応する人材育成や新型コロナウイルス感染症対策における潜在保健師のリカレント教育等に取り組んでいる。研究活動においては大きな影響はなく継続しており、特に新型コロナウイルス感染症関連の研究は積極的に進めている。しかし、学会等、研究者が直接交流する機会が減少しており、対話によって生まれる着想や連携の機会が失われていることを懸念しているとのことであった。

学生のクラブ活動においては感染拡大防止の観点から学校として禁止している事項もあるが、大規模大会のほとんどが開催されていない状況である。学生支援として保健管理センターに相談窓口を設置し、心身のサポートを行うとともに、国・府制度を活用して経済的支援を行っている。入学試験、入学式・卒業式等の学校行事については、感染防止対策をしながら実施したとのことであった。

（2）附属病院における取組

附属病院では、第一種感染症指定医療機関としての責務を果たす、病院スタッフから二次感染者を出さない、受診患者の安全を最大限確保する、可能な限り特定機能病院としての日常診療に影響を与えない、という基本方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対応と日常診療の両立を図ってきた。患者、業者、病院関係者の動線を整理、サーモグラフィによる発熱者の検出、入院前PCR検査の全数実施などの院内感染防止対策を継続し、日常診療を制限しながら、重症病床9床を含む計24のコロナ対応病床を確保して、陽性患者の受け入れを行っている。対外的には、状況改善に必要と考えられる提言や要望などを行っており、初期には各医療機関の役割分担、マスク等の確保、入院コントロールセンターの設置による陽性患者の医療機関へのトリアージ体制の整備など府の体制整備に関する提言を行った。加えて、WEB会議等により、他医療機関など関係者との関係構築に努めているほか、府の入院待機ステーションだけ

でなく大阪府のコロナ重症センターや沖縄県の酸素ステーションに医療従事者等を派遣している。結果的に京都府では、行政、医療機関、府医師会が連携した新型コロナウイルス感染症対策ができているとのことであった。

コロナ禍以前と病院経営の状況を比較すると、外来では診療単価の影響で診療実績はあがっているものの、患者数は以前の95%、一方の入院では、現在も手術を9割に制限しており、患者数は以前の8割程度の水準となっている。

また、附属病院では多職種が連携したチーム医療により、充実した高度先進医療を提供するために、重症病棟を備えたメディカルセンターの整備を進めている。すでに運用が開始されている循環器センター、脳神経センターに続き、令和4年5月からは消化器センターが運用開始予定である。今後、コロナ重症患者用病床5床のICU化を進め、平時からの備えを進める予定とのことであった。

【主な質問事項】

- ・他府県への医療従事者派遣の実状について
- ・大学における感染症研究の状況や学生募集における変化等について
- ・附属病院における重症患者対応の状況 など



調査事項を聴取

2 妙法院（京都市東山区）

【調査事項】

文化財の解体・修繕の状況について

【調査目的】

文化財の解体・修繕の状況について調査する。

【調査内容】

妙法院は京都市東山区にある天台宗の門跡寺院で、平安時代の創立と言われ、詳細は不明だが現在の境内地には桃山時代に移転してきたと伝えられている。数多くの歴史的建造物が残されており、庫裏（くり）が国宝に指定されているほか、境内では玄関と大（おお）書院が重要文化財に指定されている。また、多くの美術工芸品も国宝、重要文化財に指定されている京都を代表する寺院の一つである。

庫裏は豊臣秀吉が文禄4（1595）年に千僧供養（せんそうくよう）を行った際、賄いを作るために用いられた遺構である。内部には広い土間と板間、その境に竈があり、排

煙のために天井は設けず内部から小屋組（こやぐみ）が見える構造となっている。屋根は入母屋造（いりもやづくり）、本瓦葺で、煙出しの越（こし）屋根・小屋根を設け、正面には唐破風造（からはふづくり）の玄関が設けられている。

庫裏の小屋組を支える敷梁に亀裂が確認されたほか、建物全体に傾斜が生じていたことから、大正7年以来の大規模修繕を実施することとなった。事業主体である宗教法人妙法院から府教育委員会が委託を受け、技術職員が現場に常駐し、調査、設計管理を行っている。今回の修理方法は屋根瓦を全て下ろし、小屋組部分を基本として解体を行った上で、破損部分の補修・交換を行う半解体修理で、令和2年11月に着手、令和9年3月に完了の予定である。令和2年度に仮設の覆屋（おおいや）である素屋根を建設、令和3年度は屋根瓦、屋根下地、小屋組、土壁など必要部分の解体を進め、並行して耐震診断を行った。現時点では概ね計画どおりに修理が進んでおり、令和4年度以降は木部の補修・組み立て、土壁の復旧、屋根の土居葺（どいふき）・本瓦葺、構造補強等を実施予定とのことであった。

【主な質問事項】

- ・ 修繕計画の進捗状況について
- ・ 文化財に用いられている建築技術等の将来的な活用について など



調査事項を聴取



施設を視察

